

『越知町農業用肥料等高騰対策給付金』 申請のお知らせ

越知町では、新型コロナウイルス感染症の急拡大に伴い、原油価格の高騰など事業活動に大きな影響を受け肥料価格の高騰に歯止めがかからない状況にあることから、農業者の経営安定を図るために肥料費等の一部を予算の範囲内において支援します。

【給付対象内容】	令和4年分肥料（飼料）価格高騰にかかる費用の一部を予算の範囲内で給付します。
【給付対象者】	町内に住所を有し、農業を継続している農業者のうちいずれかに該当する者 〈個人の場合〉 令和3年の税申告において、農業収入がある者 〈法人の場合〉 直前の事業年度税申告において農業収入がある者
【補助率及び補助金上限額】	補助率：購入費の15%以内 補助金上限額：20万円以内 ※補助金に千円未満の端数が生じた場合には、切捨てるものとします。 〈補助金額の算定方法〉 令和3年分（法人の場合は直前の事業年度）の肥料（飼料）購入費を基準とします。
【申請手続き】	産業課まで持参又は郵送
【申請期間】	令和4年10月1日～ 令和4年12月28日
【申請書類】	①越知町農業用肥料等高騰対策給付金給付申請書兼請求書 ※様式は、越知町ホームページよりダウンロードできます。 産業課窓口でも配布しています。 ②通帳の写し（金融機関名、口座番号、名義カナがわかるもの） ③肥料等を購入したことが分かる資料 〈個人の場合〉 令和3年確定申告（決算書又は収支内訳書）の写し 〈法人の場合〉 直前の事業年度の確定申告（農業における経費が分かる書類（決算書）） ④申請者本人の運転免許証、健康保険証又はマイナンバーカードのいずれか
◆お問い合わせ先	越知町産業課 Tel (26) 1105

